

26 港教文第 1163 号

平成 27 年 3 月 4 日

一般社団法人 日本建築学会関東支部
支部長 長谷見 雄 二 様

港区教育委員会教育長

小 池 眞喜夫



「日本基督教団芝教会」の保存活用について (回答)

2015 年 1 月 27 日付文書でご要望がありました港区虎ノ門一丁目 20 - 15 所在日本基督教団芝教会の保存活用につきまして、下記のとおり回答します。

記

1 港区教育委員会の意見

当区教育委員会では、平成 15 年度から平成 17 年度にかけて歴史的建造物所在調査を実施いたしました。日本基督教団芝教会の建物につきましても、この折に精査を行い、歴史的建造物として評価したところです。

当区教育委員会は、このような歴史的建造物を港区文化財保護条例に基づき指定もしくは登録し、保存活用が図られるよう努めておりますが、指定・登録に当たりましては、港区文化財保護条例第四条第 2 項の規定に従い、所有者様のご承諾が必要となります。

本件建造物につきましては、所有者様が建て替えをお考えと聞いております。なお、皆様のご意志につきましては、教育委員会といたしまして所有者様に伝えてまいります。

2 問 合 せ 等 港区教育委員会事務局図書・文化財課文化財係

〒108 - 0014 港区芝 5 - 28 - 4 港区立港郷土資料館

TEL03 - 3452 - 4966 FAX03 - 5476 - 6369

担当 高山